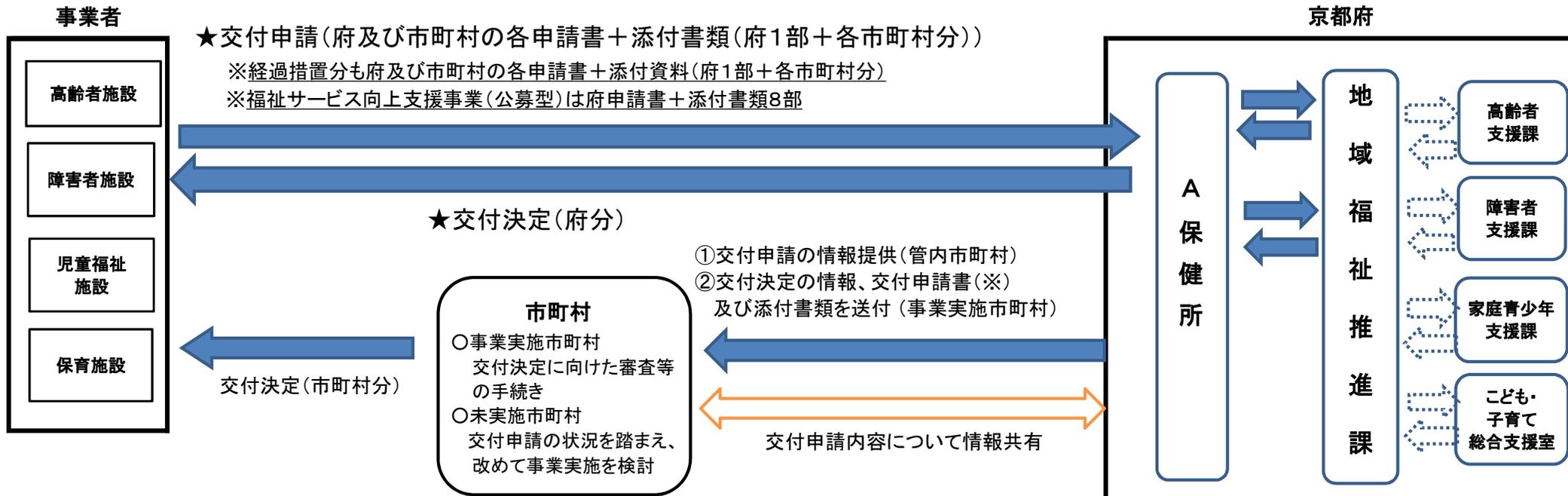


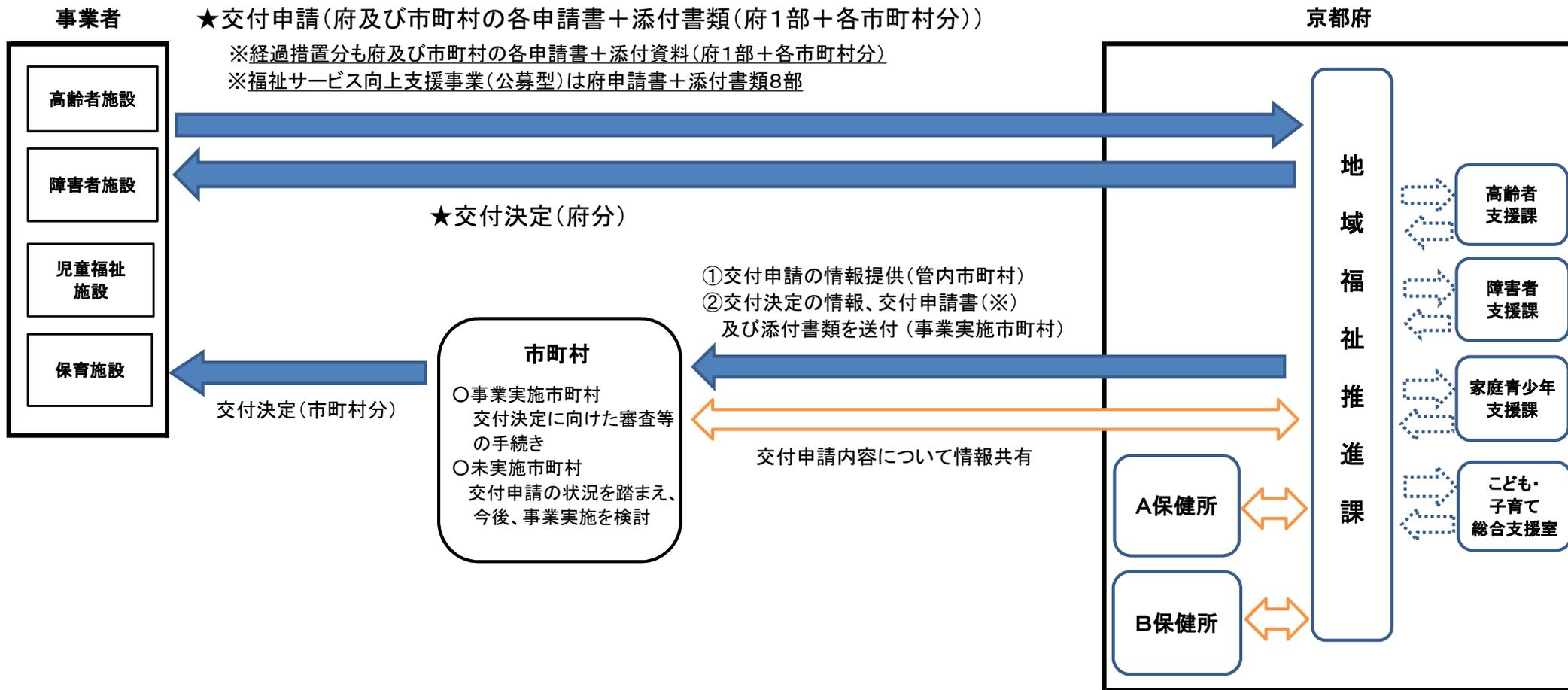
◆交付申請の基本的な流れ

- 交付申請については、法人単位で、事業実施主体である京都府と各市町村へそれぞれ申請書を提出
ただし、法人及び市町村における申請・交付決定手続きに係る負担を軽減するため、以下の手順により実施
 - ① 京都府へ申請する際、府及び事業実施市町村の各申請書及び添付書類を各1部提出 ★「市町村事業実施状況一覧」を府HPに掲載
(福祉サービス向上支援事業(公募型)は府申請書+添付書類8部)
 - ② 京都府から事業実施市町村へ申請書及び添付書類を送付
 - 提出先について
 - 社会福祉法人 ... 施設が広域に所在しない法人: 京都府保健所(法人本部が所在する市町村を所管する各保健所)
施設が広域に所在する法人 : 京都府健康福祉部地域福祉推進課(複数の広域振興局管内に事業所が所在)
施設が京都市のみに所在する法人: 京都府健康福祉部地域福祉推進課
 - 社会福祉法人以外 ... 京都府保健所(施設が所在する市町村を所管する各保健所)
京都府地域福祉推進課(施設が京都市内に所在する法人等)
 - 他府県所轄法人 ... 京都府健康福祉部地域福祉推進課
- ★【注意】実績報告(令和8年3月~4月)については、交付決定を行った府(地域福祉推進課、各保健所)及び各市町村へ提出

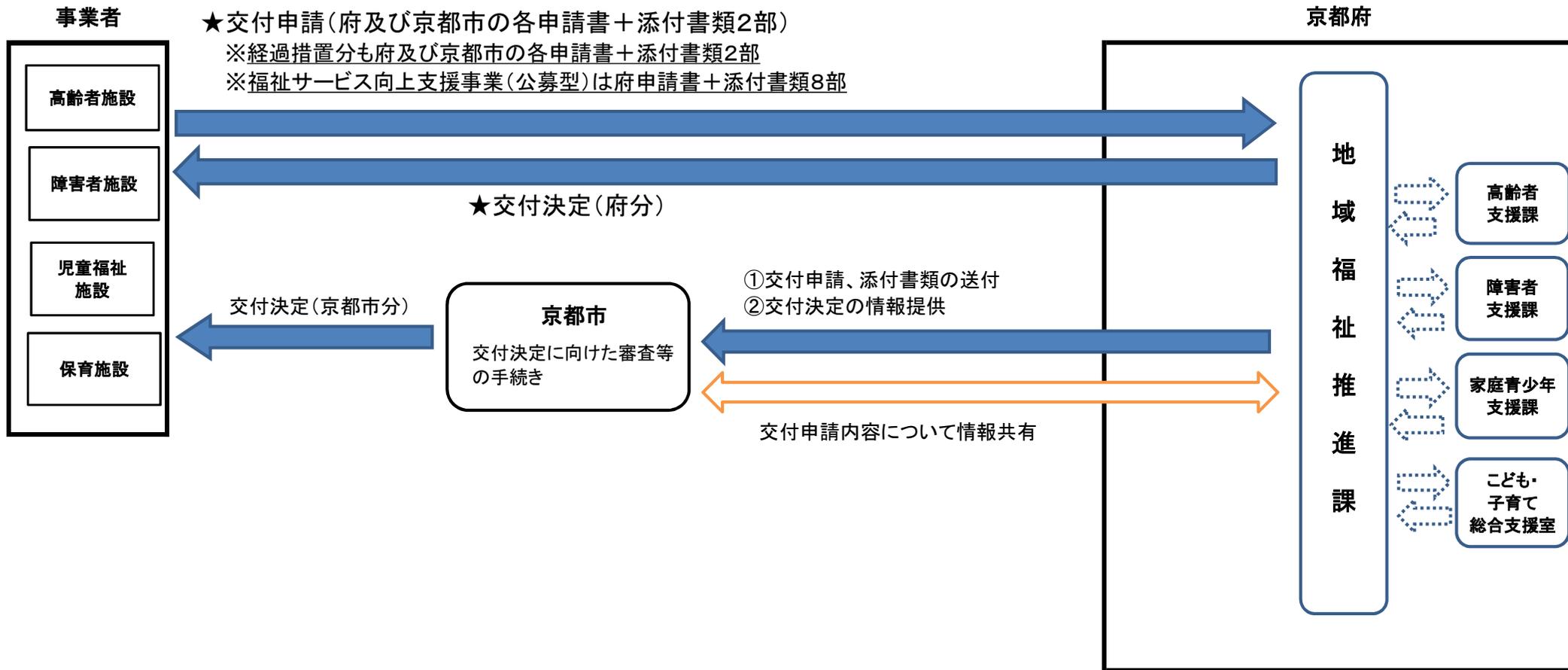
1 法人の施設が広域(複数の広域振興局管内)に所在しない場合 <社会福祉法人所轄庁:各市、府(保健所)>



2 法人の施設が広域(複数の広域振興局管内、他府県)に所在する場合 <社会福祉法人所轄庁:府(地域福祉推進課)、他府県>



3-1 法人の施設が京都市内にのみ所在 <社会福祉法人所轄庁:京都市>



3-2 法人本部は京都市内に所在するが、京都市以外にも法人の施設が所在 <社会福祉法人所轄庁:京都市>

